

【研究ノート】

母校実習の見直しと教育実習生配置システムの開発に関する研究
—— 沖縄県・名桜大学の事例を中心に ——

Research on the Development of the Cadet-Teacher-Placement
System and the Reviewing of Teaching Practices at Schools
where the Students Graduated

—— Focusing on the Case of Meio University ——

嘉納 英明

要旨

大学の教職課程の総まとめとも言える教育実習は、実習生の母校で行うことが慣例であったが、近年、文部科学省は、母校で行う実習の見直しの方針を打ち出してきている。文部科学省は、実習生の在籍している大学近郊の学校で教育実習を行うことにより、学生に対して学校現場と大学との共同による指導を期待している。名桜大学は、文部科学省の方針に基本的に則り、2014年度から、大学近郊の学校において教育実習を行うシステムを採用した。

キーワード：教職課程、母校実習、教育実習生配置

はじめに

教育実習は、大学の教職課程の中で最も重要な位置を占めるものである。四年制大学で取得できる教員免許状（一種）に係る教育実習は、主に4年次に設定され、その期間も約1ヶ月である。教育実習生は、限られた期間で教科指導を含む教壇実習や学級経営、児童・生徒理解、生徒指導の在り方等を学び、自己の児童・生徒観、教職観を省察する貴重な機会となっている。この教育実習の期間については、教員養成の修士レベル化の議論と相まって、文科省より実習の長期化の方向性が示唆され、また一方で、大学近郊の学校で実習を行うべきだとする、いわゆる母校実習の見直しの議論がある。

本学を含め、沖縄県内の教職課程を有する大学は、これまで基本的に母校実習を採用してきたが、文科省の母校実習見直しの示唆に戸惑いつつも、県内の教職課程担当者は、教育実習の在り方について議論を積み重ねてきた。本稿は、文科省の母校実習の見直しに伴う県内大学の議論を検討し、沖縄本島北部唯一の四年制大学である本学の教育実習生配置に係る新システムの開発に至るまでの議論を整理し、次年度以降の課題を展望することを試みるものである。

1. 文科省の母校実習の見直し

沖縄県には、教育行政機関の関係者・大学関係者・学校関係者の3者による「沖縄県教員の資質向上連絡協議会⁽¹⁾」（以下「連絡協議会」と略）と称する機関がある。この連絡協議会は、「教員の養成・採用・研修及び教育実習にかかる諸問題について教育委員会及び学校の関係者が協議を行い、相互の連携・協力をより緊密なものとするにより、沖縄県教員の資質能力の向上及び教育実習の円滑な実施を図ること」を目的に設置されている（「沖縄県教員の資質向上連絡協議会」実施要項、平成11年5月30日教育長決裁、平成19年5月10日改正）。沖縄県の連絡協議会のような類似組織は、少なくとも九州圏では見あたらない。同会は、毎年、県内大学開催の持ち回りであり、年2回の開催の他、大学関係者のみの会議である小委員会が年2回開催されている。近年の連絡協議会及び小委員会における議題は、教育実習生の配置の在り方に関するものである。この議題を集中的に取り扱うことになったのは、中央教育審議会の答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（平成18年7月11日）の「教育実習の改善・充実—大学と学校、教育委員会の共同による次世代の教員の育成—」（以下「中教審答申」

と略)の中で、大学は、学校や教育委員会と連携しながら、責任を持って学生の教育実習指導に当たるべきことを強調した後、母校実習について次のように言及しているからである。

いわゆる母校実習については、できるだけ避ける方向で、見直しを行うことが適当である。／各都道府県ごとに、教育実習連絡協議会を設置し、実習内容等について共通理解を図るとともに、実習生を円滑に受け入れていく具体的な仕組みについて検討することが必要である。(略)(下線は筆者)

中教審答申は、母校実習の見直しを示唆し、「教育実習連絡協議会」のような新たな機関の設置による教育実習生の配置システムを提案している。答申は続けて、次のように述べている。

一般大学・学部については、できるだけ同一都道府県内をはじめとする近隣の学校において実習を行うこととし、いわゆる母校実習については、大学側の対応や評価の客観性の確保等の点で課題も指摘されることから、できるだけ避ける方向で、見直しを行うことが適当である。一方、学生が自らが教職に就くことを希望する出身地の学校で教育実習を行うことは、早い段階から地域の教育等を知る上で意義があることから、このような積極的な理由から、母校をはじめとする出身地の学校で実習を行う場合については、柔軟に対応することが適当である。ただし、このような場合でも、大学と実習校とが遠隔教育的な方法を工夫して連携指導を行うなど、大学が教育実習に関わる体制を構築するとともに、実習校側も適切な評価に努めることが必要である。(後略)(下線は筆者)

答申で述べる母校実習の課題とは、「大学側の対応」や実習生に対する「評価の客観性」をめぐるものである。前者については、大学は教育実習生を配置校に丸投げし、大学(教員)と実習校の連携による実習生指導が十分なされていないことを示している⁽²⁾。また、実習生の「評価の客観性」についても、「実習生の母校である」とか、「兄弟姉妹が在学している」、「実習生の恩師が在職している」等の理由により、実習生の評価の客観性が担保できないという指摘もある。文科省は、母校実習の見直しの方向性を打ち出しているのであるが、この答申の内容について、沖縄県の受け止め方はどのようなものであろうか。少なくとも連絡協議会を構成している教育委員会や学校を代表する校長会では、母校実習の弊害について、答申で述べるような問題意識はなく、むしろ、母校実習の“よさ”を強調している。2012年度(平成24年度)の

第1回連絡協議会(5月16日、於:沖縄大学)においては、例えば、学校現場からは、「出身地域での教職志望の場合、早期に地域の教育等を知る意義がある」、「実習校の生徒にとって先輩の教育実習は刺激となる」、「地域の人材育成の観点から意義深い」等の意見があった。県内の進学校では、かつて一定期間に教育実習生が集中していたが、近年の実習生の減少により、実習生による学校運営上の弊害はないとの報告もあった。県教育委員会は、2012年度(平成24年度)の「教育実習に関する取扱いについて(通知)」の中で、「原則として、出身校で実習する」ことを明確にし、「当該校で実習実施が困難な状況があれば、大学は、学校及び市町村教育委員会等と連絡をとり無理のない配置に努める」ことを内容とした公文書を県内の学校に発送している(教義第10200号平成24年6月20日)。このように文科省の母校実習の見直しの示唆とは対照的に、沖縄県内の学校や県教育委員会は、母校における教育実習に対して理解を示し、学校現場では、「母校実習」が定着しているものといえる。

2. 母校実習をめぐる沖縄県内の論議

学校や教育委員会の母校実習に関する積極的な評価とは対照的に、県内の教職課程を持つ大学で構成されている大学小委員会では、2012年度(平成24年度)から、先の答申の趣旨をふまえ、母校実習の見直しと新たな実習生の配置システムについて繰り返し議論をしてきた。その理由は、中教審答申に従い、新たな教育実習生配置システムを構築することが求められているということが県内大学の教職担当者の共通認識になっているからであり、また、文科省の視察を受けた県内大学が母校実習を継続していた点について指摘を受けたからである。これまで県外出身者は(県外の)母校で実習を行っていたが、東京都を始めとする大都市圏では、教育実習希望者は教育委員会に申請し、教育委員会は実習生を各学校に配置するシステムに移行している。以上の点を勘案し、大学小委員会は、答申で述べている教育実習連絡協議会のような全県的な組織を設置し、教育実習生を各地域・各学校に配置するシステムを叩き台として議論してきた。その結果、素案として構想されたのは、各大学の実習希望者を集約したのち、実習生を各学校に配置する役割を担う「管理大学」の設置構想であった。この「管理大学」設置の利点は、ア.実習生の配置について一括管理ができ、事務作業の効率化・スピード化が図れること、イ.全県的な視野に立った教育実習を推進することができること、ウ.進学校等に集中する教育実習生の分散を図ることができること等であった。

「管理大学」の構想は、中教審答申で述べる教育実習

連絡協議会の具体案であり、大学小委員会においても一定の評価が得られたが、一方で、「管理大学」の扱った実習関連事務の煩雑さと事務量の膨大さが予想される中、県内大学のどこの大学が「管理大学」を引き受けるのか、「管理大学」を引き受けた際、業務を担当する事務員の人件費を各大学がどのように負担するのか、「管理大学」を輪番制にするのであれば、小規模大学においては職員対応ができない等の課題が指摘され、改善策が見出せないままであった。結局、2013年度（平成25年度）の第1回連絡協議会では、大学小委員会からの正式な案としては提起されず、大学側からの構想案としての情報提供に止まった。

最終的に、2013年度（平成25年度）の第1回連絡協議会では、大学・教育委員会・各校種の校長会等の意見を集約した結果、①原則として、沖縄本島出身の実習生の教育実習は母校で行うこと、②沖縄県の離島出身者及び県外出身者の教育実習は、大学近郊の学校で実施するものとし、大学は、学校及び当該教育委員会と実習生配置について調整することになった。これらは、沖縄では母校実習に対する理解が得られている現状をふまつつも、遠隔地の離島や県外での実習については、大学近郊の学校の協力を得て、教育実習を実施する方向性が確認されたことを意味した。

以上の大学小委員会及び連絡協議会の議論に参加しつつ、本学では、沖縄本島北部の山間部にあるという地理的事情を勘案しながら、「大学が教育実習に関わる体制

（中教審答申）」の構築について学内で議論し構想してきた。教育実習生配置システムについては、教職課程運営の部局である教員養成支援センターが全学委員会の教職課程委員会並びに小委員会に素案を提案し、繰り返し議論を重ねてきた。次に、このシステムについて概説する。

3. 本学の教職課程の履修条件

本学は、国際系・スポーツ系・看護系の学科と専攻を有し、開放制の教職課程⁽³⁾を持つ一般大学であり、中学校及び高等学校の英語並びに保健体育・高等学校の商業・情報、そして養護の教員免許状を取得できる（「表1. 本学の教員免許状」参照）。教員免許状を取得する場合、主に教職科目と教科専門科目を履修するが、ここでは特に、全学共通科目の教職科目と履修条件について概括的に説明することにする。なぜなら、本学の教育実習生配置システムは、当然、全学的な教職課程の中に位置づけられ、教育実習生として配置されるまで大学の成績や資格取得を条件とするものであるから、ここで説明が必要だろう。

教職の履修を希望する学生は、1年次で、主に「教職研究」及び「教育原理」を履修し、2～3年次で、「教育制度論」「進路指導論」「道德教育の研究」「教育課程論」等を履修する。4年次の「教育実習」の実施前までに、共通科目である教職科目は、全て履修することが奨励されている（「表2. 本学の中学校の共通教職科目群

表1. 本学の教員免許状

国際学群		人間健康学部	
国際文化専攻	中学校英語一種免許状 高等学校英語一種免許状 高等学校商業一種免許状 高等学校情報一種免許状	スポーツ健康学科	中学校保健体育一種免許状
語学教育専攻			高等学校保健体育一種免許状
経営専攻		看護学科	養護教諭一種免許状
情報システムズ専攻			
診療情報管理専攻			
観光産業専攻			

表2. 本学の中学校の共通教職科目群（履修案）

1年次	2年次	3年次	4年次
教職研究（2） 教育原理（2）	教育制度論（2） 教育課程論（2） メディア教育論（2） 特別支援教育研究（2） 教育心理緒学（2） 特別活動の指導法（2）	教育方法（2） 進路指導論（2） 教育相談（2） 生徒指導の理論及び方法（2） 道德教育の研究（2） 教育実習事前指導（1） 介護等体験事前事後指導（1） ※平成26年度入学生から適用	教育実習（4） 教職実践演習（2）

※（ ）内の数は、単位数

(履修案)参照)。「教育実習」後、4年次後期開講の「教職実践演習」を履修し、大学は、一括して沖縄県教育委員会に「教育職員免許状授与願」を申請する。大学は、卒業式に卒業証書と共に教員免許状を授与している。「教職実践演習」は、教職担当者と教科担当者の協力連携による授業である。なお、沖縄県の連絡協議会では、中学校の教育実習は9月、高等学校は6月、養護の実習は、実習校との調整で毎年5～6月に実施することが確認されている。

本学の教職課程の履修の特色としては、次の4点をあげることができる。

①一定水準以上の成績が必要である

大学入学から大学2年次終了時までのGPAが2.8以上の成績及び教職修得科目数が7科目以上の者は、3年次の介護等体験の実習を受けることができるが、成績不良や修得科目数の少ない者は、介護等体験の実習を受けることは「不可」である。そのため、在学中に、教員免許状を取得することができない(本学の科目評価は、秀4点、優3点、良2点、可1点、不可0点であり、毎学期成績個表にGPAを算出表示している)。

②資格取得が必要である

大学2年次終了時までに、日本漢字検定準2級以上を取得しなければならない。これは、学生の基礎学力の向上を図るために定められたものであり、2012年度(平成24年度)入学生以降、適用されている。

③学習支援ボランティアが求められる

教職履修の学生は、2年次終了までに、学習支援ボランティアの経験が10時間以上、求められている。これは、「義務」ではなく「奨励」である。なお、学習支援ボランティアは、単位化されていない。現在、学生の自主・自発的な活動を最大限尊重している。

④教育実習の要件

入学から3年次前期終了までの成績は2.8以上のGPAが求められ、かつ各教科の基礎学力要件(例えば、中学校の英語であれば、英語検定2級以上の取得)の証明が必要である。

以上の①～④までの条件は、全学の条件として免許状の種類に関わらず教職履修者に課しているものである。このように、本学では、2年次終了時と3年次前期終了時の2回、教育実習生としての資質能力を問う審査を行ってはじめて4年次の実習予定者を決定する。

教育実習のエントリーは、実習の前年度(3年次)の前期に行われ、学生は、免許状の種類、希望する教育実習先等を専用紙に書き込み、教務課に提出する。その後、全学委員会の教職課程委員会において教育実習生候補者として最終的に決定される仕組みとなっている。なお、他の大学でも同様に見られるが、教職科目を履修し

ている学生は、年次が進行するに従い、進路変更等の理由により、教育実習を履修しない者もいる。本学の場合、1年次の教職履修生は約150～200名であるが、4年次の教育実習生数は60～80名程度である。

4. 教育実習生配置システムの開発

本学は、2013年度(平成25年度)まで、県内外出身者とも、原則、母校で教育実習を行っていた。本島内の学校であれば、大学の担当教員(主にゼミ担当)は、実習期間中に学校を訪問し、実習生を激励したり、研究授業の参観とその後の研究授業に参加したりして実習生指導を行ってきた。しかし、離島や県外での実習校では、旅費予算の問題や実習先での種々の問題への個別かつ具体的な対応には困難が伴った。また、県外実習の場合、受け入れ先の学校(母校)が実習生過多の理由で断られたり、実習校と実習期間について調整が難航したりした事例もあった。学生が旅費の工面が困難という理由で、県外の母校実習を諦め、大学近郊の学校で実習を実施した事例もあった。

先述したように母校実習の“よさ”もあるが、教育実習期間中に大学教員が実習校と協力して、複数回、実習生指導を行うことは、離島や県外での実習制度が維持される限り、困難である。沖縄県出身者が多数を占める県内他大学では、教育実習の中間報告並びに指導を行い、実習の「質的向上」を図っている大学も複数ある。その点、本学は早急に議論して大学近郊の学校の協力を得ながら実習の実施及び中間指導を実施していくことが課題になっていた。本学は、文科省の母校実習見直しの方向性や連絡協議会の議論をみながら、本島北部にある大学として継続実施可能な教育実習生配置システムの開発に着手する必要に迫られた。本学のシステム開発の議論の中で、特に、留意すべき事項としては以下の点であった。

①2013年度(平成25年度)の連絡協議会の結論は、小中学校の実習生配置に関しては、沖縄本島出身者は原則「母校実習」であり、離島出身者や県外出身者の場合、大学近郊の学校で実習を行うことであった。その際、大学が学校並びに教育委員会と実習生配置について調整することも確認された。この基本方針に従って、本学の場合、沖縄本島出身者は、母校に配置し、離島及び県外出身者は、本学所在地の名護市及び近郊の町村の学校と調整し配置する。

②高等学校において教育実習を希望する者については、沖縄本島北部地区の県立高等学校(7校/辺土名高等学校、北山高等学校、本部高等学校、名護高等学校、宜野座高等学校、北部農林高等学校、名護

- 商工高等学校)に実習を依頼する。
- ③高等学校への実習生配置については、直接、高等学校と調整を行い、小中学校については、当該学校と直接、受け入れ人数等について調整する。なお、市町村教育委員会とは適宜情報交換する。
- ④「名桜大学と北部11市町村教育委員会の連携に関する協定書(2013年5月調印)」の(連携内容)第3条(8)は、「学校における教育実習生の受け入れに関すること」を規定している。同協定書は、大学と学校・教育委員会との連携内容を規定したもので

- あるが、教育実習生の受け入れについても規定し、今後の実習生配置の根拠になり得るものである。
- ⑤本学の所在地である沖縄本島北部は、人口減少地区であり、小中学校の統廃合が進み、高等学校の統廃合も視野に入れた議論もある。こうした中で、本学の教育実習生を受け入れる規模の学校数がどれだけ確保できるのか、中学校保健体育と中学校英語の教育実習の希望者だけで本学の実習生数の8割を超えている現状の中、教科に“偏り”のある実習生を全て学校配置できるのか、学校側と慎重な調整が必要

表3. 名桜大学の教育実習生配置システム

年次/月	<学生の動き・対応>	<大学・学校・教育委員会の動き・対応>
2年次		
2月	日本漢字検定準2級以上の証書提出	教務課は、証書(複写)の受け取り(3月末まで)
3月	介護等体験の希望者申し込み	教務課は、介護等体験の希望者の受付
3年次	<平成25年度>	<平成25年度>
4月	介護等体験の申込者の選考会議	全学の教職課程委員会で審議・決定
5月	介護等体験のオリエンテーション 及び事前指導開始、次年度の教育実習の申し込み	教務課職員と教員養成支援センター教員、介護等体験担当者によるオリエンテーション 教務課は、教育実習希望者の受付
6月	<教育実習生配置の新システム>	
7月	①本学から、北部地区の小中高校に対して教育実習の受け入れ人数の調査	
8月	②次年度の実習希望者の実習校希望調査(校種、交通手段の有無等)	
	③実習生数と受け入れ校人数の仮調整	
9月	④教育実習生の選考会議を経たのち、配置決定(10月~11月)	
10月	次年度の教育実習生の選考会議①	教職課程委員会会議
11月	次年度の教育実習生の選考会議② 沖縄県内の実習校の挨拶訪問(学生)	教職課程委員会会議 →次年度の実習が決定した者は、実習校への訪問挨拶開始(県内の学校)
12月	教育実習事前指導の開始 教育実習事前指導、教育実習生(4年次)の報告会参加 教育実習事前指導	次年度教育実習生は、報告会への参加義務
1月	教育実習事前指導の終了	
2月		
3月		
4年次	<平成26年度>	<平成26年度>
4月	教育実習出発式	平成27年度教育実習希望者は、参加奨励
5月	教育実習(養護、中・高校)	
6月	教育実習(養護、中・高校)	
7・8月		
9月	教育実習(中学校)	※教育実習は、4年次の9月末までに終え、後期の「教職実践演習」を履修
10月	教職実践演習の開始	
11月		4年次後期開講の「教職実践演習」は、教職担当者と教科教育担当者の2者で分担担当。
12月	教育実習の報告会(3年次の教育実習の事前指導の開始)	「教育実習の報告会」は、「教職実践演習」のコマとして計画されている
1月		
2月		
3月	教員免許状取得	卒業式当日、卒業証書と共に授与

である。

以上の5点を考慮して、本学は、教育実習生の配置システムについて検討した。表3は、教育実習を希望する学生（3年次）が教育実習を終え、4年次後期の「教職実践演習」を履修するまでの一連の流れである（表3. 名桜大学の教育実習生配置システム）。表3で、説明を要する箇所は、3年次前期の教育実習生の決定と配置に関わる点であろう。

先に述べたように、本学は、開放制の教職課程をもつ大学であるが、教職履修者全員が教員免許状を無条件に取得できるシステムを採用していない。大学入学以降の成績や検定取得が基礎条件になっており、これらをクリアした者が、3年次の介護等体験の実習に進み（中学校の免許状取得希望者のみ）、また大学入学以降、3年次前期までの成績について全学組織の教職課程委員会及び各学科・専攻会議を経て、次年度の教育実習予定者が決定される。この大学側の実習生選考を進めながら、北部地区の小中高校に対して教育実習の受け入れ人数の調査を行い、実習生と受け入れ校の仮配置、教育実習生の選考会議による最終的な実習生の決定が行われた後、配置決定となる。実習予定者は、配置決定後、実習予定校への訪問挨拶をするのである。

おわりにー教育実習生の配置システムの課題と展望ー

本稿で述べた教育実習生の配置システムは、文科省の母校実習見直しの方向性を受けて、本学の実習生数や置かれている地理的環境を勘案して考えられたものである。同配置システムは、平成26年度から実施するものであり、現在の3年次（平成23年度入学生）以降が対象である。この新配置システムの内容と方法は、今後における実際の実習生の配置と活動状況をみながら改善していく必要がある。あわせて、この実習生配置システムについては、以下の諸点を考慮に入れて運営していく必要がある。

- ①新配置システムは、毎年、実習生を北部地区の小中高等学校への受け入れを前提としている。このシステムは、沖縄本島出身者は、母校実習であり、県外及び離島出身者は、北部地区への配置を原則としているが、果たして、毎年、実習生を配置する学校側の理解が得られるかどうかである。沖縄県では、これまで教育実習は「母校実習（主義）」を採用していたため、新システムに対する北部地区の学校関係者の理解が浸透するまでに時間を要する。なお、本学は、国頭地区の第2回校長会（平成25年9月9日）

にて、教育実習生の配置に係る説明を行い、趣旨の理解を求めた。学校現場の理解を得るための働きかけは随時行う必要がある。

- ②本学の学生総数に占める県外出身者の割合は、約5割である。県外出身者の中には、自家用車等の交通手段を持たない者も多い。交通手段を持たない学生については、大学近郊の学校配置が望ましいが、都合良く、受け入れ校との調整が進み、実習生配置ができるのかどうか、事務的な手続きも含めてよりよい改善策を考える必要がある。
- ③大学近郊の学校への実習生配置は、大学教員の実習生指導をし易くする目的でもある。本学は、教員の実習校訪問を最低1回は義務づけていたが、今後は、中間指導等を設定することで、学生の実習の振り返りの機会と大学と実習校とのより一層充実した指導体制の構築が望まれる。
- ④教育実習生配置システムは、2014年度（平成26年度）から運用されるものである。今後、教育実習生の配置や運用に関しての検証、並びに課題を明らかにして改善を図る必要がある。

<注>

- (1)「沖縄県教員の資質向上連絡協議会」は、県内の課程認定大学である、琉球大学、沖縄県立芸術大学、名桜大学、沖縄国際大学、沖縄大学、沖縄キリスト教学院大学、沖縄女子短期大学、沖縄キリスト教短期大学の6大学2短期大学と沖縄県教育委員会、高等学校長会、特別支援学校長会、中学校長会、小学校長会、公立幼稚園会らの団体を構成員とする協議会である。
- (2)教育実習校における指導が実質化していないことと関わって、文部科学省の教員養成部会では、次のような委員の発言もみられた。「私学に多い母校実習だが、受け入れ校側に、『単位が欲しくて来たのだろう』と発言をする教員がいたり、学校の行事等の手伝いをさせられただけで単位を認定されたという問題」もあつたりしたので、「(母校実習を)原則廃止の方向とすることで、それに代わるものを各大学で検討していかなければならないだろう」と述べている。単に「大学側の対応」だけの問題だけではなく、これと関わって実習校の受け入れとその指導体制の課題を浮き彫りにした発言であった(文部科学省教員養成部会(第43回)(懇談会)議事録・配付資料、平成18年6月8日(木曜日)、場所:東京會館)。
- (3)開放制の教職課程とは、教育学部等の教員養成を

主たる目的とする学部以外でも、教職課程を履修し、所定の単位を取得すれば、教員免許状を取得できる制度のことである。

<参考文献・資料>

- ① 教育実習を考える会編（2005）『新編 教育実習の常識 事例にもとづく必須66項』，蒼丘書林。
- ② 沖縄県教育委員会，開催事務局：沖縄キリスト教学院大学・沖縄キリスト教短期大学「平成25年度 第1回沖縄県教員の資質向上連絡協議会」平成25年6月13日。
- ③ 「2012年度 第1回沖縄県教員の資質向上連絡協議会小委員会」2012（平成24）年5月16日，於：沖縄大学。

Research on the Development of the Cadet-Teacher-Placement System and the Reviewing of Teaching Practices at Schools where the Students Graduated

— Focusing on the Case of Meio University —

KANO Hideaki

Abstract

Teaching practices that conclude the teacher-training curriculum at universities have conventionally taken place at schools where the cadet teachers graduated. The Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, however, has decided to revise the system of teaching practices at the cadets' alma maters. The Ministry hopes that trainees' universities will collaborate with nearby schools to guide student teachers. Following the Ministry's policy in principle, Meio University adopted a new system to place students at schools near the university starting in 2014.

Keywords: teacher-training curriculum, teaching practices at schools, cadet-teacher-placement